



八 戸 市 議 会

八 戸 市 議 会 基 本 条 例  
検 証 結 果 報 告 書

令 和 7 年 3 月

八 戸 市 議 会 改 革 推 進 委 員 会

## 目 次

1. はじめに	1
2. 検証体制	1
3. 検証方法	2
4. 検証の経過	3
5. 検証結果	
<b>第1章 総則</b>	
(目的) 第1条	4
(最高規範性) 第2条	4
<b>第2章 議会及び議員の活動原則</b>	
(議会の活動原則) 第3条	5
(議員の活動原則) 第4条	7
(会派) 第5条	8
<b>第3章 市民と議会との関係</b>	
(市民参加及び市民との連携) 第6条	9
(情報公開) 第7条	11
<b>第4章 議会と市長等との関係</b>	
(市長等との関係) 第8条	12
(資料の要求) 第9条	13
(議会の議決すべき事件) 第10条	14
<b>第5章 議会運営</b>	
(議会運営) 第11条	15
(委員会活動) 第12条	16
(議員間の討議) 第13条	17
(質問又は質疑等) 第14条	18
<b>第6章 議会及び議会事務局の体制整備</b>	
(議会改革の推進) 第15条	19
(議員定数) 第16条	21
(議員報酬) 第17条	22
(予算の確保) 第18条	23
(議員研修等の充実強化) 第19条	24
(議会に関する広報の充実) 第20条	25
(政務活動費) 第21条	26
(議会事務局) 第22条	27
<b>第7章 条例の見直し</b> 第23条	28
6. 総括	29

## 1. はじめに

八戸市議会では、議会の役割を明確にすることにより、市民の負託に的確に応え、もって市政の発展及び市民福祉の向上に寄与することを目的として、平成 27 年 4 月 1 日に八戸市議会基本条例（以下、「基本条例」という。）を施行した。

基本条例の施行後は、議会改革推進委員会（以下、「委員会」という。）を中心に議会活動の充実を図るため、継続的な議会改革に取り組み、施行から 4 年を経過した平成 30 年度に、その実施状況等について条例第 23 条に基づき検証を実施した。

その後、平成 30 年度の検証で明らかになった課題を解決するため、さらなる議会改革に取り組み、令和 6 年 3 月に八戸市議会議長からの諮問を受けて当市議会 2 回目となる議会基本条例の検証を実施することとし、このたび検証内容がまとまったことから当委員会から報告するものである。

## 2. 検証体制

基本条例の検証を進めるに当たっては、委員会で決定した基本条例の検証等の検討項目についての協議等を機動的に進めていくために、委員会の分科会である八戸市議会基本条例検証チーム（以下、「検証チーム」という。）を設置し協議、検討を行い、委員会で決定した。

### ■議会改革推進委員会委員名簿

会派名	委員名・議員名	条例検証チーム
自民クラブ	長谷川 ひろゆき 委員	
	岡 田 英 委員【委員長】	○
	藤 川 優 里 委員	○
	壬 生 八十博 委員	
きずなクラブ	田名部 裕 美 委員【副委員長】	○
	石 橋 充 志 委員	
	寺 地 則 行 委員	
自由民主・無所属クラブ	山之内 悠 委員	○
	上 条 幸 哉 委員	
	森 園 秀 一 委員	
公明党	高 橋 正 人 委員	○
新緑・無所属の会	伊 藤 圓 子 委員	○
無所属（委員外議員）	苫米地 あつ子 議員	○
	前 田 由 美 議員	○

### 3. 検証方法

- 条例の評価については、会派ごと（全5会派）と無所属議員2名（以下「会派等」という。）のアンケート方式により、項や号を含んだ条文ごとに4段階で達成度を評価するとともに、自由記述欄を設けて実施した。
- 4段階の評価基準は、次のとおりとした。
  - A 達成
  - B 一部達成
  - C 未達成
  - D 検証不要
- 上記評価結果と自由記述をもとに、条文ごとに記述による評価を行った。

## 4. 検証の経過

### ■議会改革推進委員会、条例検証チームでの経過

年月日・会議	内 容
令和6年2月22日 第1回議会改革推進委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議長より議会基本条例の検証について諮問</li> <li>・正副委員長の互選</li> <li>・委員会の運営の協議</li> </ul>
令和6年8月21日 第2回議会改革推進委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・検証方法（会派ごと、条文ごとに評価）の決定</li> <li>・分科会の設置</li> <li>・今後のスケジュールについての協議</li> </ul>
令和6年11月21日 条例検証チーム第1回会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・分科会の長の決定</li> <li>・評価方法の詳細の協議</li> <li>・評価シートについての協議</li> <li>・条文別実施状況等の参考資料の協議</li> <li>・検証スケジュールの協議</li> </ul>
令和6年12月12日 条例検証チーム第2回会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・評価シートの作成</li> <li>・条文別実施状況等の参考資料の作成</li> </ul>
令和6年12月13日 第3回議会改革推進委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実施方法等の決定（検証方法・スケジュール）</li> </ul>
令和6年12月16日～ 令和7年1月14日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会派等での条例検証の実施</li> </ul>
令和7年1月21日 条例検証チーム第3回会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・評価の取りまとめ方法の協議</li> </ul>
令和7年2月21日 条例検証チーム第4回会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・評価の取りまとめ</li> <li>・検証結果報告書（案）の協議</li> </ul>
令和7年3月7日 第4回議会改革推進委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議会基本条例検証結果報告書の決定</li> </ul>

## 5. 検証結果

### 第1章 総則

#### (目的)

第1条 この条例は、地方自治の本旨に基づき、二元代表制のもと、議会及び議員の役割、責務、活動原則等、議会に関する基本的事項を定め、合議制の機関である議会の役割を明確にすることにより、市民の負託に的確に応え、もって市政の発展及び市民福祉の向上に寄与することを目的とする。



検証不要

#### (最高規範性)

第2条 この条例は、議会における最高規範であって、議会は、この条例の趣旨に反する議会に係る条例、規則等を制定してはならない。



#### 1. 取組状況等

・ 条例、規則等は議会基本条例の趣旨に反するものとなっていない。

#### 2. 会派等の評価結果<sup>1</sup>

A (達成)	B (一部達成)	C (未達成)	D (検証不要)
7	0	0	0

#### 3. 自由記述 (評価の理由、今後の課題、感想等)

➤ 必要に応じて必要な委員会設置に努めている。

#### 4. 条文の総合評価

達成している。

<sup>1</sup> 「会派等の評価結果」の合計の数は、評価基準A～Dのいずれかに評価した全会派「5」と無所属議員「2」の合計数である「7」となる(以下同様)。

## 第2章 議会及び議員の活動原則

### (議会の活動原則)

第3条 議会は、次に掲げる原則に基づき活動するものとする。

- (1) 議員間の自由闊達な議論及び討議を行い、合意形成に努めること。
- (2) 議会運営における公平性、公正性及び透明性の確保を図ること。
- (3) 市民を代表する議決機関であることを常に自覚し、市長その他の執行機関（以下「市長等」という。）の市政運営状況を監視し、及び評価するとともに、市政運営に関して政策立案及び政策提言を行うこと。
- (4) 議決責任を深く認識し、市民に対して情報提供及び情報公開を積極的に推進するとともに、市民への説明責任を果たすこと。
- (5) 市民の多様な意見を的確に把握することに努め、それを市政に反映させる議会運営を目指すこと。
- (6) 市民にわかりやすい議会運営を行うために、この条例に規定するもののほか、議会運営の基本となる八戸市議会会議規則（昭和42年八戸市議会規則第1号）、八戸市議会委員会条例（昭和34年八戸市条例第12号）及び議会内での申合せ事項を継続的に見直すものとする。



### 1. 取組状況等（下線は前回の議会基本条例検証（H31.3）以降の取組状況等）

<第1号> 各種会議において合意形成に努めている（会派代表者会議等）。

<第2号> 政務活動費の公開、委員会等の資料公開、議案の賛否の公開

<第3号> 一般質問、委員会審査等の議論を行うことで、執行機関の監視及び評価を行っている。

【定例会一般質問日数(質問者数)：3月・6月・9月・12月の順】

[R元年] 3日(16人)・2日(13人)・2日(14人)・3日(15人)

[R2年] 3日(15人)・2日(12人)・2日(11人)・3日(16人)

[R3年] 3日(16人)・3日(16人)・2日(14人)・3日(17人)

[R4年] 3日(14人)・3日(16人)・3日(16人)・3日(18人)

[R5年] 3日(16人)・3日(16人)・3日(14人)・4日(20人)

[R6年] 4日(20人)・3日(15人)・3日(17人)・3日(17人)

<第4号> ・会議録の公開、各種資料の公開、議会だよりの発行、議会報告会の開催、議員個人の賛否結果の公開

・本会議のインターネット配信（ライブ配信・録画配信）

・SNS（フェイスブック）での情報発信（R6.2～：議事日程、一般質問者、質問項目）

【今後の予定】「議会こどもふれあいタイム」の様子、委員会の内容、議員視察の様子など

<第5号> 議会報告会の開催（市民との意見交換）、各種団体との意見交換を通して、市民等の意見を把握し、一般質問等を通じ、市政への反映に努めている。

<第6号> 【先例集の見直し】

・議場への機器等の持込み

・委員会に付託しない陳情の取扱いに関する内容の明文化

・本会議場、委員会室等で議員が発言に使用する資料の持込み

・新型コロナウイルス感染予防対策に係る本会議、委員会等の取組（R2～R5）

## 2. 会派等の評価結果

A (達成)	B (一部達成)	C (未達成)	D (検証不要)
2	5	0	0

## 3. 自由記述（評価の理由、今後の課題、感想等）

- 議員間の自由闊達な議論・討論の機会はもっとあってよい。
- 常任委員会（協議会も含め）、予算・決算特別委員会の中で活発に議論を交わすこともないのが現状。
- 会派代表者会議の非公開は是正すべき。
- 第1号、第3号、第5号を充実させるべき。
- <第3号> 一般質問者数が近年多くなった。20人となった定例会もあり、好ましい傾向である。
- <第4号> 今後のさらなる取組についても議論され詰めていく方向にある。
- <第5号> 議会報告会で市民から出された課題、提案を政策サイクルに載せるに至らずじまいだったことは残念。
- <第5号> 市民の多様な意見を把握する機会を設けているが、その内容が次につながっているかが判断できず一部とした。
- <第6号> 継続的というよりは必要の都度、見直している。

## 4. 条文の総合評価

第2号の「議会運営における公平性、公正性及び透明性の確保」、第6号の「会議規則や委員会条例、議会内での申合せ事項の継続的な見直し」以外はより一層取組を行う必要がある。

議員間の議論・討議に関する仕組みづくりや市民からの多様な意見を次につなげるための方策（政策立案や政策提言）について、検討していく必要がある。

### (議員の活動原則)

第4条 議員は、市民の負託に応えるため高い倫理観に基づき、市民の代表として良心及び責任感を持ってその責務を果たすとともに、品位を保持し、識見を養うよう努め、次に掲げる原則に基づき活動するものとする。

- (1) 議会が言論の場であること及び合議制の機関であることを認識し、議員間の自由な議論及び討議を重んじること。
- (2) 市政の課題全般について市民の意見を的確に把握するとともに、自己の資質を高める不断の研鑽によって、市民全体の奉仕者及び代表者としてふさわしい活動を行うこと。
- (3) 議会の構成員として、一部団体又は地域の代表にとどまらず、市民福祉の向上を目指して活動すること。



#### 1. 取組状況等

各議員が活動原則に基づき取組を実施

#### 2. 会派等の評価結果

A (達成)	B (一部達成)	C (未達成)	D (検証不要)
3	4	0	0

#### 3. 自由記述 (評価の理由、今後の課題、感想等)

- 議員間討議の場は設けられていない。
- さらに努力を重ねたいと思う。
- 重んじているが、議員間討議の機会が極めて少ないのが現状。
- <第2号> 経費と認められない会食が伴う諸議会や会合について、可能な限り日中や会食を伴わない形での開催を希望する旨、検討が必要である。
- <第2号> 議員間でも温度差がある。

#### 4. 条文の総合評価

取組は進められているものの、議員間討議や議員活動のための環境整備に関する意見が出ており、今後は意見を踏まえた取組の検討が必要である。

(会派)

第5条 議員は、議会活動を行うに当たり、会派を結成することができる。

2 会派は、政策を中心とした同一理念を有する議員で構成するものとする。

3 会派は、政策の立案、決定、提言等に際して、会派間で調整を行い、合意形成に努めるものとする。



1. 取組状況等（下線は前回の議会基本条例検証（H31.3）以降の取組状況等）

- ・会派を明文化した会派に関する規定を整備
- ・会派代表者会議等の開催
- ・会派を結成（自民クラブ、きずなクラブ、自由民主・無所属クラブ、公明党、新緑・無所属の会）（R5.5～）

2. 会派等の評価結果（評価項目別）

A（達成）	B（一部達成）	C（未達成）	D（検証不要）
6	0	0	1

3. 自由記述（評価の理由、今後の課題、感想等）

なし

4. 条文の総合評価

条文に基づいた活動ができている。

### 第3章 市民と議会との関係

#### (市民参加及び市民との連携)

第6条 議会は、市民に対し積極的に議会の活動に関する情報を発信し、情報の共有を図るとともに、説明責任を十分に果たさなければならない。

- 2 議会は、市政の諸課題に柔軟に対処するため、市民及び議員が市政全般にわたって情報及び意見を交換する場を設けるものとする。
- 3 議会は、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会（以下「委員会」という。）における参考人制度及び公聴会制度を活用して、市民の専門的又は政策的な識見等を議会の討議に反映させるよう努めるものとする。
- 4 議会は、請願及び陳情を市民による提案と位置付けるとともに、その審議においては、これら提案者の議会に対する説明機会の確保に努めるものとする。



#### 1. 取組状況等（下線は前回の議会基本条例検証（H31.3）以降の取組状況等）

##### <第1項>

- ・傍聴規則の見直し
- ・議会報告会ではパワーポイントを使い、資料をスクリーンに映し出す等参加した方にわかりやすいように努めている。
- ・議会報告会の質疑、意見の公開
- ・本会議のインターネット配信（ライブ配信・録画配信）【再掲：第3条第4号】
- ・議会だよりの発行
- ・ホームページでの情報発信
- ・SNS（フェイスブック）での情報発信（R6.2～：議事日程、一般質問者、質問項目）  
【今後の予定】「議会こどもふれあいタイム」の様子、委員会の内容、議員視察の様子など

##### <第2項>

- ・議会報告会（市民からの質問を受け、議員と意見交換する時間を確保）の開催（年2回開催）  
**【実施状況：会場(参加人数)】**
  - [H26年度] はっち(60人)
  - [H27年度] 八戸市福祉公民館(41人)
  - [H28年度] はっち(67人)、八戸市福祉公民館(28人)
  - [H29年度] 八戸市福祉公民館(18人)、はっち(32人)
  - [H30年度] はっち(50人)、はっち(50人)
  - [R元年度] はっち(31人)
- ・本会議場の環境整備（傍聴席へシートクッションを設置）
- ・議会報告会の見直し（年1回、同日に複数箇所で開催（R2.6決定）→「議会ふれあいミーティング」）
- ・議会ふれあいミーティングの開催  
**【実施状況：会場(参加人数)】**
  - [R3年度] 白銀／白銀南地区・八戸市水産会館(56人)、  
大館地区・八戸消防本部(31人)

[R4 年度] 豊崎地区・瑞豊館(47 人)、柏崎地区・八戸盲・聾学校(52 人)

[R5 年度] 町畑地区・町畑地区集会所(36 人)、小中野地区・小中野公民館(29 人)

- ・議会報告会とは別の住民の多様な意見を聴く場等の検討 (R4. 12 決定)
- ・「議会こどもふれあいタイム」の開催 (R6. 11)

<第3項>

- ・条例制定後の事例なし

<第4項>

- ・常任委員会等における請願・陳情提出者に対する趣旨説明機会の創出

【再掲：第15条第1項】

## 2. 会派等の評価結果（評価項目別）

A（達成）	B（一部達成）	C（未達成）	D（検証不要）
2	5	0	0

## 3. 自由記述（評価の理由、今後の課題、感想等）

- facebook の発信を始めたが、市民の関心やフォロワーはまだ少ない。
- 発信した情報の共有がどれ程共有できているかの検証が必要。
- <第2項> 回数（機会）が少ない。
- <第3項> この制度について議員間で改めて共有する必要がある。
- <第3項> 事例なしのため、検証しようがない。
- <第3項> 実施されず。
- 第3項については、制度を活用した事例がないため、今後、必要に応じて意見を聴く場を設けたい。

## 4. 条文の総合評価

様々なかたちで情報発信に努めているが、常任委員会や特別委員会等の委員会における参考人制度や公聴会制度が生かされておらず、十分に達成されているとは言えない。

今後、各種制度を積極的に生かすための取組について、検討していく必要がある。

## (情報公開)

第7条 議会は、本会議、委員会等を原則として公開し、議案及び委員会等の審査等に関する資料について、公開するよう努めるものとする。

2 議会は、議決及び採択に対する説明責任を果たすため、議案、請願及び陳情に対する各議員の賛否の意思表示の状況について、公表するよう努めなければならない。



### 1. 取組状況等

#### <第1項>

- ・本会議はライブ配信及び録画放送による映像公開
- ・審査資料をホームページで公開（本会議、常任・特別委員会、全員協議会）
- ・本会議、委員会等の原則傍聴可

#### <第2項>

- ・会派単位の賛否結果の公開（HP、議会だより）
- ・議員個人の賛否結果の公開（HP）
- ・委員会に付託しない陳情の取り扱いに関する内容の明文化【再掲：第3条第6号】

### 2. 会派等の評価結果（評価項目別）

A（達成）	B（一部達成）	C（未達成）	D（検証不要）
6	1	0	0

### 3. 自由記述（評価の理由、今後の課題、感想等）

- 市民から要望のあった予算・決算委員会の配信を検討する必要があるのではないか。
- <第1項> 予算・決算特別委員会のライブ&録画放送の拡充へ。

### 4. 条文の総合評価

情報公開に関する取組は着実に進められており、意見も踏まえながらさらなる拡充に向けて取組を進める必要がある。

## 第4章 議会と市長等との関係

### (市長等との関係)

第8条 議会は、二代表制のもと、市長等と独立・対等な立場で、緊張関係を保持しながら、市政運営状況を監視し、及び評価するとともに、市政運営に関して政策立案及び政策提言を行うなど議決機関としての役割を果たしていくものとする。

2 議員は、二代表制の観点から、市長等の附属機関の委員には原則として就任しないものとする。ただし、法令等に特別の定めがある場合は除く。



### 1. 取組状況等（下線は前回の議会基本条例検証（H31.3）以降の取組状況等）

#### <第1項>

・一般質問、委員会審査等の議論を行うことで、執行機関の監視及び評価を行っている。

【再掲：第3条第3号】

・執行機関に対する決議について、執行機関送付後にその処理結果を求めることとする。

(R6.12～)

#### <第2項>

・各種審議会等への議員の参画見直しを行いH27.4.1より実施、現在は法令等に定めがある場合のほか、個人の専門的知見により就任している。

### 2. 会派等の評価結果（評価項目別）

A（達成）	B（一部達成）	C（未達成）	D（検証不要）
5	2	0	0

### 3. 自由記述（評価の理由、今後の課題、感想等）

- 与野党ともに全体として市長サイドへの配慮があり、独立・対等とまでは行っていないのではと感じる。
- 定期的に一般質問にて政策提言を行っている。
- 当議会のみではないが、与党会派と公然と語られる場面には違和感を覚える。
- <第2項> 個人の専門的知見により就任している事例は無くすべき。その知見は議会の場で生かすべきであるとする。

### 4. 条文の総合評価

着実に取組が進められているが、市長等との関係性や附属機関の委員への就任についての意見があり、今後の取組に向けて参考とする必要がある。

(資料の要求)

第9条 議会は、市長等に対し、審議等に必要な資料の提供を求めることができる。



1. 取組状況等

・委員会において、論点となる内容の水準を高めるための資料が提出されている（請願陳情等理事者説明資料、議案説明資料）。

2. 会派等の評価結果（評価項目別）

A（達成）	B（一部達成）	C（未達成）	D（検証不要）
6	1	0	0

3. 自由記述（評価の理由、今後の課題、感想等）

なし

4. 条文の総合評価

概ね達成している。

(議会の議決すべき事件)

第10条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第2項の規定に基づく議会の議決すべき事件については、別に条例で定める。



1. 取組状況等

・議決すべき事件を定める条例に「市の総合計画の策定、変更又は廃止」を追加

2. 会派等の評価結果(評価項目別)

A(達成)	B(一部達成)	C(未達成)	D(検証不要)
6	1	0	0

3. 自由記述(評価の理由、今後の課題、感想等)

なし

4. 条文の総合評価

必要な条例の制定について、着実に取り組んでいる。

## 第5章 議会運営

### (議会運営)

第11条 議会は、公平性、公正性及び透明性の確保を図るとともに、市民に開かれた議会運営に努めるものとする。



#### 1. 取組状況等（下線は前回の議会基本条例検証（H31.3）以降の取組状況等）

- ・傍聴規則の見直し【再掲：第6条第1項】
- ・政務活動費の公開、委員会等の資料公開、議案の賛否の公開【再掲：第3条第2号】  
【参考：政務活動費の閲覧件数】  
R元年度：4人、R2年度：6人、R3年度：3人、R4年度：2人、  
R5年度：1人、R6年度：2人
- ・会議の原則公開
- ・本会議場の環境整備（傍聴席へシートクッションを設置）【再掲：第6条第2項】

#### 2. 会派等の評価結果（評価項目別）

A（達成）	B（一部達成）	C（未達成）	D（検証不要）
5	1	1	0

#### 3. 自由記述（評価の理由、今後の課題、感想等）

- 傍聴、特に聴覚障害（聞こえにくさ）者への手話や要約提示等の対応。
- 障がい者や子ども連れの方々の傍聴に配慮が必要。

#### 4. 条文の総合評価

公平性等の確保、市民に開かれた議会運営について着実に進められているが、障がい者等に対する傍聴時の配慮等、さらなる向上に向けた取組も検討する必要がある。

### (委員会活動)

第12条 委員会は、市政の諸課題を適正に判断し、委員会の専門性及び特性を生かした適切な運営に努めるものとする。

2 委員会は、委員会の所管に係る市政の諸課題について議案等の審査をし、及び所管事務等の調査をするとともに、政策提言を行うよう努めるものとする。



#### 1. 取組状況等（下線は前回の議会基本条例検証（H31.3）以降の取組状況等）

<p>&lt;第1項&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・屋内スケート場建設特別委員会の設置</li><li>・東北地方太平洋沖地震対策特別委員会の設置</li><li>・<u>まちづくり推進特別委員会の設置（R5.5）</u></li><li>・<u>デジタル化推進特別委員会の設置（R5.5）</u></li></ul> <p>&lt;第2項&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・議案等の審査の際に、先進自治体の取組を参考に課題解決のための提案等を行い、市政への反映に努めている。</li><li>・各特別委員会の視察は、隔年（2年に1回）で実施</li><li>・<u>議会運営委員会でオンライン視察を実施（R2.12／取手市議会の「オンラインの取組」）</u></li><li>・<u>常任委員会の勉強会及び地元企業への現地視察を実施</u></li></ul>
---

#### 2. 会派等の評価結果（評価項目別）

A（達成）	B（一部達成）	C（未達成）	D（検証不要）
6	1	0	0

#### 3. 自由記述（評価の理由、今後の課題、感想等）

<ul style="list-style-type: none"><li>➤ 委員会の調査・政策提言機能には課題あり。今後の充実が求められる。</li><li>➤ 課題解決に資する地元民間事業者視察等、積極的になった。</li><li>➤ 委員会で各報告を受け、必要に応じて質疑をしたり、視察を実施している。</li></ul>
---

#### 4. 条文の総合評価

所管事項調査など積極的に取組を進めており、さらなる推進に向けて委員会の政策提言機能の充実にに向けた取組を検討する必要がある。

(議員間の討議)

第13条 議会は、言論の場である議会の機能を発揮し、政策立案及び政策提言を行うため、議会において合意形成に向けた議員間の議論及び討議を尽くすよう努めるものとする。



1. 取組状況等

- ・各種会議及び議員間による随時の打合せ等、合意形成に努めている。  
【再掲：第3条第1号】

2. 会派等の評価結果（評価項目別）

A（達成）	B（一部達成）	C（未達成）	D（検証不要）
2	3	2	0

3. 自由記述（評価の理由、今後の課題、感想等）

- 議員間討議の場は設けられていないため。
- 委員会の中では会派での討議の結果を多数決で決めるパターンは、あまり変わらず。
- 各派交渉会や会派代表者会議などで議論はされているが、議員間での議論や討議はどこまでできているのか、判断が難しい。

4. 条文の総合評価

議論及び討議を尽くすよう、既存の枠組で取組を進めており、今後は新たに議員間での議論及び討議を尽くすための仕組みづくりが課題である。

(質問又は質疑等)

第14条 議員は、本会議及び委員会等において質問又は質疑（以下「質問等」という。）を行うに当たっては、当該質問等の論点及び争点を明確にして行うものとする。

2 本会議における議員の質問等は、市政の諸課題に対する論点及び争点を明らかにするために、一問一答の方法又は一括質問一括答弁の方法のいずれかの方法によって行うことができる。



### 1. 取組状況等

<第1項>

- ・事前通告制の導入による質問事項の提示
- ・本会議場、委員会室等で議員が発言に使用する資料の持込み【再掲：第3条第6項】

<第2項>

- ・質疑方式は、一問一答方式、一括質問・一括答弁方式の選択制としている（先例集73）。

### 2. 会派等の評価結果（評価項目別）

A（達成）	B（一部達成）	C（未達成）	D（検証不要）
7	0	0	0

### 3. 自由記述（評価の理由、今後の課題、感想等）

- 議会の傍聴人や市民に向けて、分かりやすく論点を明確に質問している。

### 4. 条文の総合評価

達成している。

## 第6章 議会及び議会事務局の体制整備

### (議会改革の推進)

第15条 議会は、その権能を高め、議会活動の充実を図るため、継続的な議会改革に取り組むものとする。

2 議会は、前項に規定する取組を行うため、議会改革を推進する組織を設置することができる。



#### 1. 取組状況等（下線は前回の議会基本条例検証（H31.3）以降の取組状況等）

##### <第1項>

- ・議会報告会（対面式・市民からの質問を受け、議員と意見交換する時間を確保）の開催（年2回開催）
- ・常任委員会等における請願・陳情提出者に対する趣旨説明機会の創出  
【再掲：第6条第4項】
- ・委員会に付託しない陳情の取扱いに関する内容の明文化  
【再掲：第3条第6号、第7条第2項】
- ・タブレット端末の導入
- ・本会議場、委員会室等で議員が発言に使用する資料の持込み  
【再掲：第3条第6号、第14条第1項】
- ・会派を明文化した会派に関する規定を整備【再掲：第5条】
- ・傍聴規則の見直し【再掲：第6条第1項、第11条】
- ・議会報告会（対面式・市民からの質問を受け、議員と意見交換する時間を確保）の開催（年2回開催）【再掲：第6条第2項】
- ・本会議場の環境整備（傍聴席ヘシートクッションを設置）  
【再掲：第6条第2項、第11条】
- ・政務活動費収支報告書等の市議会ホームページでの公開範囲拡大（収支報告書、領収書の公開、政務活動視察報告書）
- ・会議出席に対する費用弁償の廃止
- ・議員報酬の減額
- ・議会だよりの見直し（6ページから8ページへ変更）
- ・市議会ホームページの見直し
- ・ペーパーレス化の推進（対象範囲の拡充）
- ・会議録検索システムの改善
- ・議会基本条例の検証（H31.3）
- ・議員定数の削減（32人から28人へ）（R5.5～）
- ・議会報告会の見直し（年1回、同日に複数個所で開催）（R2.6決定）→「議会ふれあいミーティング」【再掲：第6条第2項】
- ・広報広聴委員会の設置（R2.6決定）
- ・議会ふれあいミーティングの開催【再掲：第6条第2項】
- ・八戸市議会BCP（業務継続計画）の策定（R3.8）

- ・議会報告会とは別の住民の多様な意見を聴く場等の検討 (R4.12 決定)  
【再掲：第6条第2項】
- ・市議会だよりの見直し (2色刷りからフルカラー印刷へ) (R5.4～)
- ・SNS (フェイスブック) での情報発信 (R6.2～：議事日程、一般質問者、質問項目)  
【今後の予定】「議会こどもふれあいタイムの様子」、委員会の内容、議員視察の様子など【再掲：第3条第4号、第6条第1項】
- ・市議会の広報業務での活用を目的に議場での写真撮影の実施 (R6.6～)
- ・「議会こどもふれあいタイム」の開催 (R6.11) 【再掲：第6条第2項】
- ・八戸市議会 BCP 訓練の実施 (R6.11)
- ・議会改革推進委員会において議会基本条例を検証 (R7.3)
- ・八戸市議会基本条例検証チームによる LINE WORKS (グループウェアシステム) の試行  
<第2項>
- ・議会改革推進委員会の設置
- ・議会改革推進委員会小委員会の設置
- ・八戸市議会基本条例検証チームの設置 (R6.11)

## 2. 会派等の評価結果 (評価項目別)

A (達成)	B (一部達成)	C (未達成)	D (検証不要)
7	0	0	0

## 3. 自由記述 (評価の理由、今後の課題、感想等)

なし

## 4. 条文の総合評価

達成している。

(議員定数)

第16条 議員定数については、行財政改革の視点及び他市との比較だけでなく、市政の現況及び課題並びに将来の予測及び展望を十分に考慮するとともに、議会の責務を果たすため必要とされる議員数を検証し、別に条例で定める。



1. 取組状況等（下線は前回の議会基本条例検証（H31.3）以降の取組状況等）

- ・議員定数36人（条例公布H13.3）
- ・議員定数32人（条例公布H23.9）
- ・議員定数28人（条例公布R2.6）【再掲：第15条第1項】

2. 会派等の評価結果（評価項目別）

A（達成）	B（一部達成）	C（未達成）	D（検証不要）
5	2	0	0

3. 自由記述（評価の理由、今後の課題、感想等）

- 定数減による影響（良い点、困る点を含め）を検証する必要があるのではないか。

4. 条文の総合評価

議会機能を維持していくための適正な定数について、検証する必要がある。

(議員報酬)

第17条 議員報酬については、議員の活動及び職責に見合う対価を勘案し、市政の現況及び市民生活など社会経済情勢等の変化を踏まえ、別に条例で定める。



1. 取組状況等

- ・会議出席に対する費用弁償の廃止【再掲：第15条第1項】
- ・議員報酬の2%減額（H25.4実施）【再掲：第15条第1項】

2. 会派等の評価結果（評価項目別）

A（達成）	B（一部達成）	C（未達成）	D（検証不要）
4	2	1	0

3. 自由記述（評価の理由、今後の課題、感想等）

- 議員のなり手を確保するため等、報酬を増額している自治体もある。
- 人勧のみに基づくのではなく、独自の判断が必要だと思う。

4. 条文の総合評価

これまで市政の現況や社会経済情勢の変化を踏まえ、随時取組を実施しており、今後は議員のなり手不足の問題など、広い視点をもって検討を行うことが求められる。

(予算の確保)

第18条 議会は、二元代表制の趣旨を踏まえ、議決機関としての機能を確保するとともに、より円滑な議会運営を実現するため、必要な予算の確保に努めるものとする。



1. 取組状況等

- ・議会として経費節減に努める一方、議会機能の充実のための取組については予算の確保に努めている
- ・ペーパーレス化のためのタブレットの導入【再掲：第15条第1項】

2. 会派等の評価結果（評価項目別）

A（達成）	B（一部達成）	C（未達成）	D（検証不要）
7	0	0	0

3. 自由記述（評価の理由、今後の課題、感想等）

- 議会改革のための予算確保に努めていく。
- 物価高騰を加味し反映させる必要がある。
- 経費節減に努め、市財政の健全に資するための予算を確保している。

4. 条文の総合評価

達成している。

### (議員研修等の充実強化)

第19条 議会は、議員の資質並びに政策形成及び立案能力の向上を図るため、議員研修の充実強化に努めるものとする。

2 議会は、議員の調査研究に資するため、議会図書室の充実に努めるものとする。



#### 1. 取組状況等（下線は前回の議会基本条例検証（H31.3）以降の取組状況等）

＜第1項＞ <ul style="list-style-type: none"><li>・ 縣市議会議員研修会への参加、改選後の議員研修会の開催</li><li>・ 議会改革に資するための研修会の実施</li></ul>
＜第2項＞ <ul style="list-style-type: none"><li>・ 議会図書室における図書購入、PC、プリンタの設置</li><li>・ 希望する市民への閲覧機会の提供</li><li>・ <u>議会図書室の充実・利用促進に向けたアンケート調査の実施（R6.8～9）</u></li></ul>

#### 2. 会派等の評価結果（評価項目別）

A（達成）	B（一部達成）	C（未達成）	D（検証不要）
5	2	0	0

#### 3. 自由記述（評価の理由、今後の課題、感想等）

<ul style="list-style-type: none"><li>➤ 政務活動費を効果的に使っている。</li><li>➤ 新人議員研修や、各議員のさらなる資質向上のための研修を実施している。</li><li>➤ 議会図書室の充実に関しては、議員1人1人が利活用を心がけるべき。</li><li>➤ 図書館を窓のある部屋に移し、かつ、ゆっくりくつろげるスペースがあるとよい。</li><li>➤ &lt;第2項&gt; アンケート調査をもとに改善を予定している。</li></ul>
--

#### 4. 条文の総合評価

**議員研修及び議会図書室の充実に向けて着実に取り組んでいるが、議会図書室については、利活用に向けて様々な課題があり、充実等に向けた取組をさらに進めていく必要がある。**

### (議会に関する広報の充実)

第20条 議会は、広報誌等の多様な広報手段を活用し、多くの市民が議会及び市政へ関心を高めるための体制整備及び広報活動の充実強化に努めるものとする。



#### 1. 取組状況等（下線は前回の議会基本条例検証（H31.3）以降の取組状況等）

- ・議会だよりの見直し（6ページから8ページへ変更）【再掲：第15条第1項】
- ・市議会ホームページの見直し【再掲：第15条第1項】
- ・本会議のインターネット配信（ライブ配信・録画配信）  
【再掲：第3条第4号、第6条第1項】
- ・本会議の八戸テレビによる録画配信
- ・広報広聴委員会の設置（R2.6決定）【再掲：第15条第1項】
- ・SNS（フェイスブック）での情報発信（R6.2～：議事日程、一般質問者、質問項目）  
【今後の予定】「議会こどもふれあいタイムの様子」、委員会の内容、議員視察の様子など【再掲：第3条第4号、第6条第1項、第15条第1項】
- ・市議会だよりの見直し（2色刷りからフルカラー印刷へ）（R5.4～）  
【再掲：第15条第1項】
- ・市議会の広報業務での活用を目的に議場での写真撮影の実施（R6.6～）  
【再掲：第15条第1項】

#### 2. 会派等の評価結果（評価項目別）

A（達成）	B（一部達成）	C（未達成）	D（検証不要）
5	2	0	0

#### 3. 自由記述（評価の理由、今後の課題、感想等）

- SNS等で発信するだけでなく、慎重さも必要な一方で「関心を持ってもらえる内容」であるとより良いと思う。
- 様々なかたちでの報告会を実施してきたが、1年に1回のペースでは不十分ではないか。
- ネット配信や、SNSを活用した発信にも力を入れている。

#### 4. 条文の総合評価

インターネット配信やフェイスブックにより着実に取組を進めており、今後はSNSでの発信内容の充実に関する検討が必要である。

### (政務活動費)

- 第21条 政務活動費は、議員の調査研究その他の活動に充当できるものとし、厳正に活用するものとする。また、その支出に関しては、使途を明らかにし、支出の透明性を確保するため、支出に関する証拠書類及び活動報告を公開し、適正に取り扱うものとする。
- 2 前項に規定するもののほか、政務活動費の交付に関する事項については、別に条例で定める。



#### 1. 取組状況等（下線は前回の議会基本条例検証（H31.3）以降の取組状況等）

<第1項> ・政務活動費収支報告書等の市議会ホームページでの公開範囲拡大（収支報告書、領収書の公開、政務活動視察報告書）【再掲：第15条第1項】
<第2項> ・制定済み ・ <u>新型コロナウイルス感染症対策費用に充てるため議員提案で条例改正し、50%減額を実施（R2年度、R3年度）</u>

#### 2. 会派等の評価結果（評価項目別）

A（達成）	B（一部達成）	C（未達成）	D（検証不要）
7	0	0	0

#### 3. 自由記述（評価の理由、今後の課題、感想等）

<ul style="list-style-type: none"><li>➤ 物価高騰を加味し反映させる必要がある。</li><li>➤ 厳正に活用されている。</li></ul>
---

#### 4. 条文の総合評価

達成している。

(議会事務局)

第 22 条 議会は、議会の機能の充実を図るため、議会事務局の機能の強化及び組織体制の整備に努めるものとする。



1. 取組状況等（下線は前回の議会基本条例検証（H31.3）以降の取組状況等）

- ・事務局職員向けの研修に参加している
- ・議会事務局の組織再編（庶務課→議会総務課、議事課→議事調査課）（R4.4～）

2. 会派等の評価結果（評価項目別）

A（達成）	B（一部達成）	C（未達成）	D（検証不要）
7	0	0	0

3. 自由記述（評価の理由、今後の課題、感想等）

- 事務局職員は二元代表制の一翼の補助機関ながら少人数のため、一人ひとりの重要度が高い。さらにデジタルや法務といった専門性も求められるため、さらなる増員も必要である。

4. 条文の総合評価

達成している。

## 第7章 条例の見直し

第23条 議会は、この条例の施行後、条例の目的が達成されているかどうかについて、不断の検証に努め、市民の意見、社会情勢その他状況の変化を踏まえ、必要に応じて、条例の見直しを行うものとする。



### 1. 取組状況等（下線は前回の議会基本条例検証（H31.3）以降の取組状況等）

- ・議会改革推進委員会において検証（H31.3）
- ・議会改革推進委員会において検証（R7.3）【再掲：第15条第1項】

### 2. 会派等の評価結果（評価項目別）

A（達成）	B（一部達成）	C（未達成）	D（検証不要）
6	1	0	0

### 3. 自由記述（評価の理由、今後の課題、感想等）

なし

### 4. 条文の総合評価

基本条例の目的が達成されているかについて継続的な検証に努めており、今後も継続して取り組むとともに、必要に応じて条例の見直しも視野に入れて取り組む必要がある。

## 6. 総括

今回の条例検証は、本基本条例の目的を定めた第1条を除く 22 の条文を4段階（達成・一部達成・未達成・検証不要）の評価だけに着目すると「達成」と「一部達成」の評価が多くを占める結果となったが、自由記述を含めてさらに踏み込んだ評価をすると、いくつかの検討課題が浮かび上がってきた。

八戸市議会では前回の条例検証後、広報広聴委員会の設置や八戸市議会BCPの策定、議会こどもふれあいタイムの開催や前回の検証で評価の低かった議会図書室の充実に向けた取組など様々な議会改革に取り組んできているが、今後も市民ニーズや社会情勢の変化を的確に捉えつつ、市民に分かりやすく開かれた議会を目指して、今回の条例検証で明らかになった検討課題の解決に向けて積極的な議会改革に取り組む必要がある。

また、既に取り組んでいる「市民参加及び市民との連携」や「議会に関する広報の充実」については、さらなる内容の充実を図っていく必要があると考える。

なお、本委員会による条例検証の結果、概ね条例の趣旨に沿った活動ができており、条例改正が必要な項目は認められなかった。

以上、委員会としての検証総括を報告する次第である。